

第7回
規範意識・家族・地域教育再生分科会
議 事 録

教育再生会議担当室

第7回 規範意識・家族・地域教育再生分科会

日 時：平成19年3月16日（金）15：03～17：05

場 所：東京グランドホテル3階 「蘭」の間

議事次第

1. 開会
2. 体験活動・奉仕活動・スポーツ活動を通じた子供の豊かな心と体の育成
 - (1) 体験活動・奉仕活動
 - ①習志野市教育委員会ヒアリング
 - ②東京都教育委員会ヒアリング
 - ③体験活動・奉仕活動の現状と課題
 - (2) スポーツ活動
 - ①小谷委員説明
 - ②スポーツ活動の現状と課題
3. 有害情報対策
4. 閉会

(配付資料)

- 資料1 「体験活動・奉仕活動・スポーツ活動を通じた子供の豊かな心と体の育成」検討の視点（論点メモ）
- 資料2 「有害情報対策」検討の視点（論点メモ）
- 資料3 習志野市教育委員会提出資料
- 資料4 東京都教育委員会提出資料
- 資料5 小谷委員提出資料
- 資料6 体験活動・奉仕活動の主な取組と課題
- 資料7 スポーツ活動の主な取組と課題
- 資料8 有害情報対策について

参考資料

(報道関係者入室カメラ撮り)

(報道関係者退室)

○山中副室長 では、始めさせていただきたいと思います。今日は、池田主査が、若干遅れられるということでございます。

本日は体験活動・奉仕活動・スポーツ活動について御議論いただきまして、その後、有害情報対策ということで議論していただくということになっております。

まず、体験活動・奉仕活動・スポーツ活動、こちらの方の議題から議論していただきたいと思っておりますけれども、資料をたくさん配付してございますけれども、資料1でございます。まず、体験活動・奉仕活動について御議論いただければと思っております。

体験活動でございますけれども、現在、学校で大体1年間に平均いたしますと、小学校5年生ですと1年間に40時間程度、中学校2年生ですと1年間に30時間程度、高校2年生ですと41時間程度いろんな形で社会奉仕、ボランティアとか自然体験とかいろんな活動ございますけれども、体験活動をやっているということがございます。

学校の中でも、(参考2)とございますが、総合的学習の時間といったあたり、あるいは特別活動といったところで実施しております。場所としては、きょう御紹介いただきますような、少年自然の家ですとか、いろんなところで活動をしているところでございます。

まず本日は、習志野市の教育委員会から柴田学校教育部長に来ていただいております。また、東京都の教育庁から岩佐指導部長に来ていただいております。お二方から自然活動、奉仕活動につきましての取組の状況を御説明いただき、その後、議論に入りたいと思っております。

(池田主査入室)

それでは、まず、自然体験活動、宿泊体験活動に取り組んでおられます習志野市の教育委員会の柴田学校教育部長から御説明をいただきたいと思っております。

○柴田氏(習志野市教育委員会学校教育部長) よろしく申し上げます。

きょうは資料の方が大変少なく、両施設のパンフレットだけということになっておりますので、私がお話しさせていただいて、また、御質問にお答えできればと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、パンフレット、「鹿野山少年自然の家」と「青年の家(富士吉田)」、2つカラーでお配りしてあると思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。習志野における豊かな体験活動の実践ということで説明させていただきます。

まず初めに、習志野市及び教育に対する取組の概要ということで御説明させていただきます。習志野市は千葉県の北西部、東京都心から30km圏に位置してございます。南は千葉市、北は船橋市に接してございまして、西は東京湾に面してございます。昭和29年に県内16番目の市として誕生いたしました。その後、東京湾の埋め立てによりまして、昭和41年には袖ヶ浦地区と昭和52年には香澄、芝園、秋津、茜浜地区が埋立造成されまして現在の市

が形成されておりまして、面積は非常に小さくて 21 km²ということでございます。人口は 16 万弱ですので、人口密度は約 8,000 人(1 km²)になるかと思えます。あと、地理的には、東京のベッドタウンとして都市化が進むのに伴い習志野市の自然環境は減少する一途でありました。

このような状況の中で、青少年に自然体験ができるよう、昭和 48 年に習志野市立鹿野山少年自然の家、それから、習志野市立富士吉田青年の家を建設いたしました。

習志野市は、昭和 45 年にまちづくりの指針であります「文教住宅都市憲章」というものを制定しまして、青い空とつややかな緑を守るべく今日に至るまで教育、福祉の向上、都市と自然の調和、環境保全を中心としたまちづくりを展開しております。平成 5 年には谷津干潟というところがあるわけですがけれども、都心に残る貴重な渡り鳥の飛来地としてラムサール条約登録地として認定されました。

習志野市教育委員会では、習志野市教育基本計画を策定しておりまして、基本目標として、「生き生きと未来を拓く、豊かな人間性を育む習志野の人づくり」を掲げております。これを受け 5 つの教育課題を設定しております。その課題の 3 番目に、豊かな人間性を育む体験学習の充実を挙げ取り組んでいるところです。集団による自然体験学習は単に楽しいというだけではなくて、大自然の中でのつらさや不便さ、困難さ等を克服しながら、自立心や思いやりの心を育て、更には豊かな心を培うとともに、人間関係づくりにおいても大きな役割を果たすと考えております。

それでは、自然体験宿泊学習の概要についてお話ししたいと思います。

今、申し上げました、まず「鹿野山少年自然の家」についてでございますが、これは千葉県君津市にある房総丘陵の中ほどにあります。森や林、川や谷など自然を十分に感じ取れる場所でもあります。開設当初、先ほど申しました昭和 48 年よりセカンドスクールということで設置しました。小学校の児童 4 年生、5 年生、6 年生全員を対象に自然体験学習を行うことでスタートし、現在市立の小学校は 16 校あるわけですがけれども、全校で 2 泊 3 日の宿泊体験学習を行っております。各学年では季節の違いも感じ取ってもらおうと、春は 6 年生、秋は 4 年生、冬は 5 年生が実施しております。

活動内容としましては、自然の家の方には専任の指導主事が 5 名おります。活動メニューとして、学習体験コースを 50 種類余り用意し、各学校が学年や児童の実態に応じて選択しプログラムを組み実施しております。

主な活動として山歩き、川遊び、飯盒炊飯、テント泊、キャンプファイヤーなどがあります。

その中で、16 校のうち 1 つ小規模校がありまして、各学年単学級、そういう 200 人足らず、これは 1 年生から 6 年生まで全員が「わくわく鹿野山」と称しまして、自然の家において縦割り活動の中で、高学年の生徒が低学年の面倒を見ながら活動を行っております。

平成 12 年度からは、当時の教育長が、これは中央教育審の答申にありましたが、幼児体験プログラム、その関係もありまして、教育長の希望で、幼稚園の年長児（5 歳児）を対

象に1泊2日の宿泊体験活動をやろうということでスタートしております。これは習志野の公立幼稚園が15あるんです。ただ、そのうちの1つが「こども園」という形で、保育所も一緒になった施設ができたのですが、今年は保育所の子供たちも参加して実施したところでございます。

また、富士吉田青年の家では、安倍首相も「美しい国」ということでありますけれども、美しい山の代表である富士山のふもとで、これは山梨県の富士吉田にありますけれども、様々な体験活動を取り組みやすいという場所でもありまして、習志野市では青少年を含めた市民を対象にした自然体験の場として昭和48年にこれも開設されました。

子供会や社会教育団体が中心になって活用しておりますが、平成13年度より市の施設の有効活用の視点から、保護者の経済的負担も考慮しということで、中学校の2年生を全員対象として2泊3日の体験学習を行っております。主な活動としては、富士山のふもと、富士登山、樹海散策、あと少年自然の家と同じですが、飯盒炊飯、テント泊、キャンプファイヤー、冬にはスキー教室というような形で各学校の実態に応じてプログラムを組んで取り組んでおります。特に冬の時期に行う活動は、富士山のふもとで厳しい寒さ等、自然環境の中で、習志野では体験できない活動が子供たちには大変重要と考えております。

今後は小学校の5～6年生も富士吉田の方に行かせたいなど。また、小学校の2～3年生あたりは、少年自然の家の方で学習できるようなということで、これからの課題なのですが、そんなことを考えております。

次に、教育委員会の予算的な補助、いわゆる保護者負担の軽減とかその辺、安全管理についてちょっとお話しさせていただきます。

教育委員会の予算的な補助についてでございますが、少年自然の家も、青年の家も市の施設でありますので、宿泊費としては布団のシーツの洗濯代と食事代の実費ということがほとんどございまして、保護者の負担をほとんどなくするという形で実施しております。更に行き来の移動手段、これもバスについては市で借り上げてまして各学校に配車し、これも保護者の負担を極力少なくしておるところでございます。

あと安全面ですが、けがや病気の対応としまして、両施設とも近くの病院と契約しております。事故、けが等起きた場合にはすぐ対応できるようにということで実施しております。山の中での事故等に備えましては、職員の方も近くまで車を配車しまして、無線等の連絡で逐一確認・連絡とれるような体制をとっておるところでございます。また、保護者への連絡も直接あるいは教育委員会を通して、学校を通してというような形の連絡体制も整えております。

最後になりますけど、取組の成果といたしましては、大自然の中での仲間との集団活動において、子供たちは自然の美しさ、神秘性、厳しさに触れながら感動体験や新たな発見をしております。特に、規律、協働、友愛、奉仕の精神を大切に、宿泊体験、自然体験を行うことで、自分に自信が持てるようになり、思いやりの心も育ち、生きる力の核となる豊かな人間性を養いつつあると考えております。

鹿野山少年自然の家、セカンドスクールは今年度で34年になります。そういう歴史を持っているだけに体験学習を経験した親が、子供に対してもそのよさを話したり、更なる体験をするように勧めたり、自然体験学習のよさを引き継ぐようになっておまして、これは自然の家の独自施策として、子供たちが行かない夏休みとか、独自の事業、親子体験と。そうすると経験した親が、子供たちをまた連れて行って、そういう形で再利用といいますか、親子で再び鹿野山利用と、そんなことも見られております。

後は、毎年検討委員会というのがございまして、そこで検討、修正して、より充実した活動になるようにということで取り組んでいるところでございます。

資料が少なくて申し訳ありませんが、以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

○池田主査 今、柴田学校教育部長から習志野市の実態を大変興味深く拝聴させていただきました。大変ありがたいことであると思っております。

それでは、引き続きまして、東京都教育庁の岩佐指導部長さんから、奉仕活動の実態につきまして御説明いただきました後、御質問、御意見の交換等をさせていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○岩佐氏（東京都教育庁指導部長） 東京都教育庁指導部長の岩佐でございます。きょうは東京都の取組について説明の時間をとっていただきましてありがとうございます。

資料の方でございますが、委員の先生方のお手元にある資料4-1と入っている資料と、「奉仕」の準教科書とその中に指導書を挟んだもの、それから「奉仕体験活動 必修化に向けて」というリーフレット、これは資料の中にコピーが入っておりますけれども、お配りさせていただきました。これらに基づいて説明をさせていただきたいと思っております。

東京都では、平成19年度から全都立高校で「奉仕」を必修化していくということで、この4月から全校実施の体制になっているところでございます。最初に東京都教育委員会の「奉仕」に関する考え方からお話をさせていただきたいと思っております。

お手元の資料に、東京都教育委員会の目標というものがあるかと思いますが、それをご覧いただきたいと思っておりますが、東京都教育委員会は、教育目標の中で、「互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間」、「社会の一員として、社会に貢献しようとする人間」、「自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間」、こうした人間の育成に向けた教育を重視すると定めております。

そして、この目標を具現化するために、4つの基本方針を定めているところでございます。特にこの「奉仕」等にかかわる内容といたしましては、そこに示しました【基本方針3「総合的な教育力」と「生涯学習」の充実】の中で、子供たちの次代を担う力を育むために、地域住民が主体となって企業やNPO団体、大学等様々な機関と連携を図り、奉仕体験活動やキャリア教育など学校内外を通じた教育活動や家庭教育を支援する仕組みをつくり、家庭・学校・地域の教育力の総合的な向上を図ると、このように示しているところでございます。

また、平成 16 年 4 月には、東京都教育ビジョンというものを策定いたしました。この東京都教育ビジョンは、子供たちの現状を見ると、この子供たちが担う次の時代に対して不安を感じる大人が少なくないという課題に対しまして、学校・家庭・地域の役割をもう一度明確にし、互いに連携して課題解決していくことをねらいとしてビジョンを出しまして 33 の提言をしているところでございます。

ビジョンそのものは本日の資料にございませんが、この奉仕体験活動必修化に向けたこのリーフレットのちょうどこの部分、この左の方に「東京都教育ビジョン 提言・奉仕体験・勤労体験の必修化」ということで、16 年 4 月に出しましたビジョンの中にこの奉仕体験活動のことが述べられている部分がございます。

この中に、奉仕体験・勤労体験の必修化も提言しているわけですが、「多感な時期の子どもたちに対して規範意識や公共心を育成していくためには、単に守るべき社会のルールやマナーを言葉で教えるだけでなく、実際の社会の中で体験的に学ばせていくことが必要である。そこで学校教育において、児童・生徒に対して、長期の社会奉仕体験や勤労体験等を義務付けることも検討すべきである」と示しているところでございます。

これらのことを受けまして、平成 19 年度から全都立高校の全課程におきまして「奉仕」を必修化するということにしたわけでございます。

必修化に至った経緯でございますが、これまでの都立高校における奉仕体験活動の状況について説明をさせていただきたいと思っております。「奉仕」に関する科目を既に学校設定科目として設置し、単位認定をしている学校や家庭科などの教科・科目の一部として、そういうものと連携させながら体験をさせている学校、あるいは総合的な学習の時間を活用して、「奉仕」に係る活動を行っている学校がこれまでもございました。

平成 15 年度から都教委におきましては、すべての都立高校で「ボランティアの日」というものを設置いたしまして、11 月 1 日から 8 日までの間で、生徒は何らかのボランティア活動を行うように活動をしているところでございます。こうしたこれまで学校が独自に進めていた「奉仕」にかかわる活動、そして今申し上げました「ボランティアの日」の活動等を発展させまして、ビジョンも踏まえて、新たに「奉仕」を必修化したということでございます。

東京都が独自で教科・科目を設置し必修化するということの法的な根拠でございますけれども、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の 23 条、33 条で、「教育委員会には、学校管理権に基づき教育課程の基準を設定し、必要により教育課程の編成について具体的な指示をする権限がある」というふうに規定をされております。

東京都では、この基準といたしまして、東京都立学校の管理運営に関する規則を定めまして、その規則の中で、教育課程編成の基準を作成することを示しているところでございます。今回この教育課程編成基準に新たにこの「奉仕」を入れまして、東京都として教科・科目を設置して必修化したところでございます。

次に平成 19 年度実施に向けたこれまでの取組について説明をさせていただきたいと思

います。奉仕体験活動必修化に向けてのリーフレット、4-1の中にリーフレットのコピーが入っているかと思いますが、ページを振らせていただいておりますが、2ページのところに「奉仕」の目標、授業内容、教育課程編成の基本的な考え方、単位と評価、弾力的な教育課程編成の考え方などを示しているところでございます。

3ページには、実施・研究校の取組の紹介、そして4ページには必修化に向けての取組の紹介をしているところでございます。

それでは、4ページの部分をご覧いただきたいと思います。「奉仕」の指導内容を研究するために事前に実践・研究校を平成17年度に21校指定をいたしました。この実践・研究校にお願いした研究内容は4点ございました。

1点目は、各学校の学校経営計画に即した奉仕体験活動の必修化の在り方の研究。

2点目は、奉仕体験活動の単位認定、必修化を円滑に実施するための内容や方法の研究開発。

3点目は、実践・研究の成果の検証及び研究結果のまとめでございます。

最後の4点目は、その他奉仕体験活動の必修化に関するこの研究ということです。

そしてこの21校は、これまでの取組によりまして、次のような3つのグループに、そこにお示ししてございますように、パイロットスクールというものと、研究グループA、研究グループBといたしまして、3つのグループに指定をさせていただきました。

まず、パイロットスクールですが、既に学校設定教科・科目として、奉仕体験活動にかかわる内容を設置し、単位認定を行っている学校課程の中から10校を指定いたしました。

次に研究グループAは、単位認定そのものは行っていませんが、特色ある奉仕体験活動を実施して、取組実績のある学校課程の中から6校を指定いたしました。

最後に研究グループBは、平成17年度から奉仕体験活動に関する取組を推進している学校・課程の中から5校を指定いたしました。これらの学校では奉仕体験活動の必修化に向けた指導内容や指導方法、単位認定などの研究に取り組んできたところでございます。

これらの先行的な研究の中で、生徒の奉仕体験活動の受入れ先の確保、つまり生徒がどこでどのような奉仕体験活動を行うのかということが非常に大きな課題であることがわかりました。この課題を解決するためには学校だけでは非常に難しゅうございまして、学校教育と社会教育との連携が必要になってまいります。そこで都教育委員会ではこの連携を推進するために、NPOなどの学校外部の人材を活用できる教育支援コーディネーター制度というものを導入いたしまして、体験活動先の開拓や紹介、外部講師の紹介・派遣、授業案づくりへの支援などを行うこととしたところでございます。

19年度からの本格実施に向けた、これまでの準備状況について説明をさせていただきたいと思います。まず、各学校で指導する基準を明確にするために「奉仕」の目標、指導内容、指導上の留意点など、いわゆる学習指導要領に相当するものをカリキュラム開発委員会というものを設置いたしまして、検討し、作成いたしました。

次に教科として「奉仕」を実施いたしますので、教科書に相当するものが必要になりま

す。お手元にごございます「奉仕・高校生の方で社会をより良く変えよう」、これをご覧いただきたいと思います。これは教科書に相当するテキスト、私ども「準教科書」と呼んでおりますけれども、準教科書として作成をしたものでございます。

この中で、「サービスマーケティング」という表題がついておりますけれども、これは生徒が学校の教科等の学習で、これまでに学んだことを生かして、社会にどのような貢献ができるかを考える内容でございます。そして、実際に生徒が自ら考えたものを記録するワークシートが中に入っておりますけれども、これに子供たちが記録したものをもとに、生徒がグループで協議をする形式になっているものでございます。

また、お手元に青色の「奉仕指導書」というものがございまして、これは指導に当たる先生方が、「奉仕」を指導するために利用するための指導資料でございます。また、何といいましても、授業を直接指導する先生方の指導力を高めるのが一番の課題でございます。そこで今年度、教職員研修センターで「奉仕推進者養成研修」というものを行いまして、すべての学校から参加者を集め、「奉仕」のねらい、指導内容、授業参観をもとにした協議、年間指導計画の作成方法などの内容で研修を実施いたしました。

また、テキストをより効果的に活用するために「奉仕テキスト活用説明会」というものも開催をしたところでございます。

最後に、各学校での授業計画についてですが、お手元の「平成19年度 都立高等学校における教科、奉仕の授業計画について」というちょっと字が小さくなっておりますけれども、各学校の授業計画が示したものが資料4の中にあるかと思いますが、これが各高等学校が19年度に予定をしている「奉仕」の授業計画、全校のものがあるのですが、その一部をそこに差し替えていただいたものでございます。すべての学校がこのような計画を作成いたしまして、授業を計画しているところです。各学校の授業計画につきましても、既に都教育委員会のホームページに掲載されているところでございます。

こうした準備をして、4月1日から実施をしていくわけでございますが、これから実施をしていく上で、様々な課題も生じてくると思いますが、「奉仕」のねらいにございまして、生徒の規範意識や公共心、自己有用感を高めるよう授業の充実を図ってまいりたいと思います。

説明は以上でございます。

○池田主査 大変丁寧にご準備された具体的な事例をお話いただきまして、ありがとうございました。4月1日以降、本格的に導入される実態について、また改めてお聞かせいただければありがたいと思っております。

それでは、体験活動並びに奉仕活動の現状と課題につきまして、事務局から引き続きご案内いただきまして、その後、習志野市で、東京都それぞれお話いただきましたものにつきましての御質問あるいは意見交換を行わせていただきたいと思います。それでは山中さんどうぞ。

○山中副室長 では事務局から若干資料を用意してございます。資料6-1と6-2とい

うものがございます。それに沿った形で御説明させていただきます。

まず、自然体験活動でございますけれども、習志野市の教育委員会の方から御説明いただきましたけれども、資料1が解説ペーパーで、資料6-2というのが実際の資料でございます。

資料6-2の一番初めのページですけれども、小学校・中学校・高等学校が年間にどれぐらい体験活動をやっているかということで、小学校では40時間、中学校30時間、高等学校40時間ということでございます。小学校では「自然に親しむ体験活動」というのが13時間ということが多くなっております。ボランティア活動等は4時間でございます。あと、中学校、高校もここにあるようなとおりであります。

どんな形で体験活動をやっているかといういくつかの例でございますけれども、資料6-2の2枚目に色刷りがございますが、例えば、先ほどの習志野のように、「少年の自然の家」というところを活用した例もございますし、ここに取り上げさせていただいておりますのは東京都の武蔵野市でございますが、長期の滞在型ということで、1週間程度、受入れ先は、いろんな県の農山漁村の農家の方に滞在しながら体験活動をし、また、勉強もするという形でやっている例でございます。

また、3ページ目でございますけれども、これは国立の少年自然の家ですが、少年の自然の家の方が、例えば2で「通学キャンプ」というのがございますけれども、市内の5校、小学校6年生127名、これを5つの校を対象にした形でのいろんな自然体験活動をやっているという例でございます。

5ページ目でございますが、これは写真で紹介しておりますが、少年自然の家ですとか、そういう活動だけではなくて「オーライ！ニッポン大賞」というのを取っておりますが、これはNPOの団体が、長崎県の松浦でございますけれども、ここでNPOの団体が1日最大2,000名が民泊の農家ですとか、そういうところと提携いたしまして、いろんな農業体験とか漁村の体験ができるというプログラムを組んでおりまして、実際平成18年には、修学旅行で来る高校生とか中学生とか、それとタイアップしておりまして、年間3万人がここのプログラムを利用して修学旅行で来て体験しているという例でございます。

また、次の6ページ目、「標津町エコ・ツーリズム交流推進協議会」、ここは標津の方で、サーモンフィッシングや、イクラづくり、あるいは農業、酪農の方もありますので、そこの酪農体験コース、こういうものも用意しまして、各分野の名人、これは地域のボランティアガイド(85名)、これを養成して、そういう方を中心に、小学校から高校生まで13校1,400人を受けつけて、そういう自然体験、あるいは酪農体験をやっているという例でございます。

少年自然の家・青年の家といった、そういう体験型の施設を使った例、それから農家を使った例、あるいはこういうNPOとかいろんな受入れ団体がございます。そういういろんな形で子供たちの体験活動が行われている現状がございます。

7ページ目は、それに関連して、例えば文部科学省の長期宿泊型の予算でございますと

か、あるいは農林水産省の農業・農村体験についての情報提供や組織づくり支援、あるいは「教育ファーム」といった形でいろんな形で農林水産をやっている事業者の方と連携させていただくという予算もついているところでございます。

8 ページ目が、これがよく使われる資料なのですが、文部科学省の方で、こういう生活体験や自然体験と道徳観、正義感といったものが何か関連があるのではないかと、いうことでやったものがございまして、自然体験というものはあるかないかでわかるのですが、正義感、道徳観というのは、例えば項目といたしまして、電車に乗っていて、お年寄りがいたら席を譲るとか、譲らないとか、そういうことでポイントをやっていきまして、生活体験があればあるほど正義感が高い。あるいはお手伝いをする子ほど正義感、道徳観が高い。自然体験があるほど道徳観、正義感が高いというふうな状況が平成 10 年、平成 17 年度に行っておりますけれども、いずれの調査でもそういう傾向が見られるということでございます。

あと、9 ページは国民の意識調査です。10 ページでございますが、奉仕活動・ボランティアの関係です。高等学校では学校の外の活動を自分の学校の単位として認定すると、そういう制度がございます。こういう形での学校の外で社会福祉施設に行つてボランティア活動した。そこで証明していただくということになりますと、それを単位認定しているという学校数がここ数年伸びてきているという状況でございます。

また、大学の方でも、11 ページにありますように、ボランティア活動を取り入れた授業も開設している大学も増えてきているという状況でございます。

最後に 13 ページは、イギリスの例ですが、2002 年から、イギリスで国のカリキュラムをつくりました際に 11 歳から 16 歳、中学生、高校生、ここでシチズンシップ・エデュケーションという形で、その中に市民教育というのを必修化いたしまして、かなり社会奉仕活動のようなものも取り入れられているという状況でございます。

以上でございます。

○池田主査 どうもありがとうございます。それでは、ただいまいろいろ具体的に御説明いただきました件につきまして、また、事務局から報告をさせていただきました現状につきまして、意見交換をさせていただければと思っております。御参考までに資料 1 で論点メモをつくらせていただいておりますので、それもお覧いただきながら意見を交換させていただければと思っております。時間は 20 分ぐらいで恐縮でございますが、この 2 つの問題につきまして御意見をお聞かせいただきたいと思います。

○義家委員 この「自然体験学習」、あるいは「奉仕」、これは非常に意義のあることで、今後しっかりと進めていかなければいけないことの 1 つでもあるのですが、一方で教える内容が増えながら、基礎学力も保証しなければならない。これは 10 年前と比較しても、情報の授業の必修化、これも今はしっかりやらなければならないわけですが、単純に 10 年前と比較しても子供に教えなければならない内容は増えているわけですね。

しかし一方で、ハッピーマンデー法もあつて月曜日も休みになり、教える時間はどんど

ん減ってきていると。この「自然体験学習」及び「奉仕」というものを、いつ、どのような目的で、どのようなクォリティーでやるのかということ、これを具体的に考えていかなければいけないと思うんですけれども、まず第1に、これは東京都に質問なんですけれども、この「奉仕」の授業を誰が教えるのかということ、これは高校ですから、国語の先生もいて、古文の先生もいて、様々な先生がいるわけなんですけれども、誰がこれを教えるのか、誰がどのように研修しているのかということをお聞きしたいことがまず1点です。

そして、この特別活動等に関して、様々な取組、あるいは予算、例えば資料の7ページの、国からの様々な援助、プロジェクトの中で援助があるわけなんですけれども、ここで1つ、これから進めていく「放課後子どもプラン」、それと並行するところなんです、地方交付税として国から地方におりるわけなんですけれども、現実に交付税というのはひもつきではないですから、何にどう使うのかというのはそれぞれの自治体が決めるわけですね。実は「放課後子どもプラン」もこれから出てきますけれども、多くのところで予算がおりながら実施しないと、あるいは準備が不十分でできないという状態も今起こっている。それはやっぱり深刻なわけですね。放課後子どもプランの目的のもとで国から予算がおりても、地方交付税の用途については指定できませんから、それは各自治体が進めていかなければいけないのですけれども、それが本当に子供に行っているのかということの検証もまた同時に行っていかなければならないと思います。だから、具体的にこういうプランが重要だと。いくらいくら予算をつけようとしても、それが地方におりたときにどのように生きていくのか。地方がそれをどのように自覚を持って各学校の教育活動に配分していくのかということの現実を、ちょっとこれは検証しなければならぬ重要な問題だろうなど、それは私自身すごく感じているところです。

もう一点、東京の地域教育プラットフォームとか、ボランティアセンター、この整備についてなんですけれども、今、学校だけでは担いきれないところで、こういったNPOとの協働というものをどんどん進めていかなければならない。これだけの協力者をどのようにつくってきたのか。そして、その協力者は具体的にどのような連携を行っているのかということぜひお聞かせいただきたいと思います。というのは、例えばいじめ問題で議論になっている出席停止の問題。例えば本当に出席停止にして家庭に丸投げしても仕方がないわけで、その中で受け皿として、例えばNPOとどのように協働して、その子にとって有意義なものをつくっていけるか、これは第1分科会にも共通することで、それを進めていくことの1つでもあると思うんですけれども、どのように協力体制を育てて、どのぐらいの期間で、どのように育てて、今現在どのような本質的な連携が行われているか、これもぜひ東京都の方にお聞きしたいと思います。

以上です。

○池田主査 岩佐指導部長、そういうことにつきましてコメントいただけますでしょうか。

○岩佐氏 今、都の方に2点御質問あったかと思うんですが、1点目のまず「奉仕」、誰が教えるのかということですが、御承知のように「奉仕」という免許状はございませんので、

各学校が実施する学年を決め、その学年の教員が基本的には全員教えるという形になりますので、先ほども説明のとき申し上げましたけれども、教員の研修、これも既に都の教職員研修センターで進めておりますけれども、その研修、あるいは今お手元にあります指導書というものが大変重要なものになってまいりますし、今後もこの研修を一層充実しなければいけないと思っております。

それから2点目の、地域教育プラットホーム、あるいはボランティアセンターとのかかわりというようなことで、教育支援コーディネーターの授業を今進めているところなのですが、これは都教育委員会の生涯学習スポーツ部と私ども指導部の方と連携をしながら進めているところですが、具体的にはどんなところがあるかといいますと、日本青年奉仕協会であるとか、あるいは特定非営利活動法人「育て上げネットワーク」、「スクールアドバイスネットワーク」だとか、こういうNPO等にかかわるものが23団体、それから、区市町村ボランティアセンターが54か所ということで、協力の申し出を今のところいただいております。

具体的な連携の事例で申しますと、例えば、さっきお話に出たいじめとのかかわりでの教育支援コーディネーターの活用というものは進めておりませんが、この「奉仕」とのかかわりの中では、例えば都立の工芸高校にはインテリア科というのがあるのですが、インテリア科で、都立で唯一の木材を使った家具製作をやっているところなんですけれども、木をテーマにした環境問題を考える奉仕体験活動をどういうふうにしようかということで、この教育支援コーディネーターを活用いたしまして、企業のCSRの担当者とか、樹木医であるとか、外部の専門家を紹介をいただきながら、次年度の授業計画を立てているという形で進んでいるところでございます。

まだまだこれから実践が始まっていくところで、コーディネーターの活用をより一層充実をしていかなくてはいけないところでございます。

○義家委員 このワークシート、準教科書、すばらしいと思います。ただし、教える側にとっては非常に力量が必要ですね。漠然とやった中では決してできません。相当の力量と熱意がすごく必要になってくると思うんですよ。特に高校の総合的学習の時間というのは小・中に比べたら非常に形式的になっている。それに振り替えもいいという形で出しているわけですね。この「奉仕」の授業が、高校の総合的学習の時間に振り替えることもいいとして出しているのですが、この教員の研修というのは、個人としてでもいいですからぜひ勉強しに行きたいですね、私。どのようにして、これを先生方に思い、意義を説明して、どのような指導をするのか。授業のクォリティーの根幹にかかわってくる。総合的学習の時間も導入されたすぐというのは、私自身も肌で体験していますけど、クォリティーの低いものだというような気がするんですね。先生方が何をどうやってしたらいいのか全くわからないというような状態の中で始まりながら、今、いい事例実践が多く発表された中で、いい実践が今増えていますけれども、その意味ではぜひ具体的に東京都で行われた高校の奉仕必修化、これは全国的に考えていくべき問題と私は思います。

その中でぜひ牽引していただきたいと思います。全国の高校の奉仕活動、牽引をしてもらいたい。その意味でどう応援していかなければならないのか、それも含めてすごく勉強していくテーマだと私自身強く感じています。

○門川委員 東京都も習志野もすべての学校で、すべての先生が、すべての子供にということで目指してやっておられるというのはすばらしいことです。特に東京都では、高等学校段階で教職員の努力によってこれだけのことをできているというのは非常にすばらしいです。工業高校でインターンシップというような形での取組が全国的にも進んでいますけど、「奉仕」ということで真正面から取り組まれております。こういうことが教育再生につながっていくのではないかと思います。社会総がかりで地域挙げて応援していくことが大事だと思っていますけど、今日聞かせていただいた取組は、まさにその代表例だと思っています。

また、私学志向ということが言われていますね。再生会議の答申を受けて、中教審で私学に対する指導がいいかどうかという議論があったわけですが、もちろん私学が建学の精神に基づいて自主性、創造性をもって教育を進められることは大事だし、公立の学校とは違う特色を持ってられることが大事だと思いますが、未履修問題が建学の精神で起こったかどうかという議論もあったわけですが、私学も含めた学校間競争等の軋轢を超えて、その辺をどう克服していきながら、こういう見えない学力、本質を追求するというのを全都の教育委員会で、また全高校でされていることについての御苦労も含めてお話しいただきたいと思います。

○岩佐氏 東京都も昨年の未履修の問題、総合的な学習の時間の指導の在り方とか、様々その契機にいろいろ検討いたしました。基本的には学習指導要領等の法令に基づいて適正に実施するという、そういう姿勢に全く私ども変わりありませんけれども、今後、今、こういう会、あるいは中教審等の検討の中で枠組みそのもの自体も検討していただいているということですので、そういう流れの中である程度、私ども期待するところはあります。

ただ、今、喫緊の子供の課題、次代を担う子供をどういうふうに育てていくかという、この大きな課題を解決するためには、避けては通れない一番大きな課題の1つだと思っています。先ほど義家委員の方からお話がありましたけれども、高校の教員というのは、発達段階から言いますと、教科の専門性が強い分だけ自分の専門以外のことをするというのは非常に難しいんです。まさに研修が必要ですし、これからも力を入れて学校・校長先生を支援していかななくてはいけないわけですが、私どもは重要な課題ととらえて確実にこれをやり切っていきたいというふうに考えているところです。

○門川委員 すべての学校で確実にやっということですね。

○小谷委員 習志野市も東京都も大変勉強になるプレゼンテーションありがとうございました。特に東京都の試みについては非常に感動しました。特にイベント的ではなくて長期でやっているという部分が私にとってはとても大切だと思うんですけど、これから全国で奉仕活動、ボランティア活動をしましょうといったときに、1日だけ何か体験をしましょう

というところも出てきてしまうのではないかと思うんですが、それはあまり意味がないと思うんですね。ただ、経験するではなく、長期で繰り返すことによって本当の大変さと喜びというのも初めてわかるもので、私、以前、ハワイに取材に入っているときに、ハワイの山と山の間の谷の非常に空気のいいところで、ずっとサトウキビ畑を耕している青年たちのグループに会ったのですけれども、それはハワイでは、麻薬の中毒患者さんたちが社会復帰するためのカリキュラムとしてやっていたのですけれども、土に触れたり、足の裏で土を感じたり、ともに汗をかいたりというのは本当に人としての根本の原始的な何ていうのでしょうか、欲求というか、そういうものを満たしてくれるとても大事な科目だと思うんですね。

1月の最終提言に至るまでの間でボランティア活動などの必修化の話が出たときに、たまたま私が聞いたテレビとかラジオでは、そういうものは押しつけるものではなくて自然とやるものだとかと言っている人の声をいっぱい聞いたのですけれども、そうではなくて、そういうことをさせてあげる機会というのを学校側から与えてあげるべきだと思いますし、長期にやるとなると、課外活動ではなく、東京都のように、単位を取れる必修の中に組み込むことが非常に大切になってくると思います。ぜひ、東京の例を全国に広げていくべく働きかけるべきだと思います。

あと、もう一点、東京都の話の中で、教育支援コーディネーターという方がいらして、その方が非常に橋渡しをしていらっしゃるという、この存在は前回の第2分科会でも出ましたけれども、これからの「放課後子どもプラン」などを進めていく上で、そういう方の存在というのは非常に大切だと思いますので、その辺もアドバイス等々いただきながら参考にすべきことだと思います。

○品川委員　すごくユニークな取組で是非一度取材させていただきたいと思った次第でございますが、まず東京都の取組についてお伺いしたいことが1点ございます。ここにございます奉仕必修化実践・研究校について指定校とございますのは、手を挙げた学校を都が指定されたということでしょうか？ それとも都のほうから最初に決めて指名されたのでしょうか？

(義家委員退室)

と申しますのも、こういったことを広げようとするときに必ず出てくる課題として、進学校がなかなか参加しないということがあるからでございます。それについて東京都のほうではどのように考えておられるのか、またどういったアプローチをされていらっしゃるのかお伺いいたします。それが1点です。

全体についてでございますが、東京都の取り組みも習志野市の取り組みもすばらしいのですが、教育現場は学力は向上させなければいけないし自然体験もさせて奉仕活動もやらなければならないなど、やらなければならないことが多すぎます。当然現場は、そんなこと言われてもどうすればいいのかということになります。ですので、会議ではプライオリティーをしっかりとつけていくことが大事だと考えます。時間と人材と財源をどうやって確

保するのかということも明確に打ち出さないと、絵にかいた餅と批判されて終わってしまいますでしょうし、それは避けなければなりません。と同時に、学校マネジメントがすごく大事になってまいりますので、そこもあわせて提示していくことが必要だと考えます。

それから、体験活動とか奉仕活動が具体的に効果のある指導方法であるからこそ、心を育むなどというような抽象的な言葉を使って目的を説明するのではなく、より科学的なエビデンスのある表現を用いて戦略的に伝えていったほうがいいのではないかと考えます。例えば奉仕活動は「具体的に地域社会との交流を通し、向社会的な大人と接することができるし、その大人がモデリングになる」とか、「本人の社会的資本の蓄積になる」等生きるスキルの獲得にどうつながるかについて、あるいは反社会的な行動を取る子どもについては『保護因子があがる』等、科学的根拠を明確にした文章にさせていただきたいと思っております。この間、安倍総理や山谷補佐官が視察された広島少年院でも出院準備期になるとボランティアとして老人ホーム等に行ったりするんですね。そこで出会った大人たちを見て、彼らもああいう立派な大人もいるんだというように学ぶわけです。

だからこそ、心を育てるためにボランティアしましょうというような抽象的な言葉ではなくて、それが社会を生きるスキルに、具体的にどうつながっていくのか、科学的な言葉を使って説明していく必要があると考えております。

それから、奉仕活動については発達の視点で考えますと中学生での導入も考えてもいいのではないかと思います。いずれにしても、ボランティアと奉仕活動の定義の違いからはっきりさせていく必要があるだろうと思います。

また導入する以上は、財政的な支援が必須です。「東京都ならできるでしょう」とならないように、財政面での支援も具体的に提示していかなければなりません。例えば企業によるファンディングを増やすなども検討してはいいのではないのでしょうか。東京の子も、夕張の子も同じように機会があるというふうにしていただきたい。お金を出すのであればそれが違った目的で使われてしまわないように、子どもの権利が保障されるための装置が必要であろうとも考えております。

それからNPOについてでございます。NPOがいろいろとある地域はいいのですが、地方にはそういったNPOのような外部組織が乏しいところもたくさんございます。そういった地域間格差を踏まえた上での情報提供も必要です。

それから、こういったことをやっていく上ではコーディネーターとボランティアの養成は必須でございます。そのときに具体的に子どもの多様性、いつも私が申し上げているような、認知や学習スタイルに違いがある子どもについてだけではなくて、虐待されている子どもや愛着障害があるような子どもたちは、こういう状態像を示しますよ、そのときにこういうふうなアプローチをしてくださいとか、関係機関との連携等も視野に入れてくださいというような研修が必要です。

と申しますのも、学童で取材したケースなのですが、いくら学校の先生が研修を受けて、いろんな子どもがいるからということでそういった個々の子どもたちのニーズに応じた指

導を展開しても、学童の先生やボランティアの方にその知識やノウハウがございませんと連続した支援ができません。たとえば学童等で理解のない大人が子どもに関わることで、「あの子に変な子」とか「変わった子」と言った認識がされてしまった結果、それがきっかけで子ども同士のいじめが助長されるケースは少なくないんですね。ということで、多様性のある子どもへのアプローチ方法や状況に応じた関係機関との連携方法なども視野に入れた研修が必須だのご指摘申し上げたいと思います。 以上です。

○池田主査 どうもありがとうございます。どうぞ浅利さん。

○浅利副主査 お二人のお話を伺ってしまして、自分が考えているよりも、はるかに教育の現場は進んでやっぴらっしゃるんだなと思っぴ非常に感動したんです。でも一方で、本当かね、という感じがあるんですね。つまり、これが全部の日本の教育界がみんなそういうふうに取り組んでくれば何もここでギャーギャー騒ぐ必要ないなと。それは実態的にはかなりなかなか難しい問題もあるだろうと思っぴるので、だから再生会議としては、これが絶対大事なことなんだという方向を強く打ち出すべきだと思っぴます。現場でこういう方向に行っぴらっしゃる方、いろいろ御苦勞なさっぴらっしゃる方に、勇氣や力を与えるような、また、環境が整うような形への教育ですね。

大事なのは安倍総理の姿勢だと思っぴますよ。安倍総理がテレビで大きな声で、非常にこういうことは大事なんだと。これがあしたの日本を美しくするということを何回も何回も言うことで、そうすると御苦勞して現場でやっぴらっしゃる方が助かるのではないかなと思っぴます。再生会議としては、かなり悪口も言われていて、いいことですね。何も言われないよりは悪口でも言われて評判になっている方がはるかに社会的影響力は強いので、私は悪口を読むたびに、再生会議はうまくいっぴているなと思っぴているんです。少なくとも中教審より悪口言われてますから。

だから、この再生会議がそういう大きな方向を打ち出していくという、それでやらなければだめだと。学校ばかりに任せてないで、我々社会人も立ち上がろうというような空気を再生会議がどういうふうにつくっぴていくかということ具体論を、皆さんおっぴやっぴているのはとても大事だと思っぴますけど、同時にそういう全体的な運動方向を再生会議が出すようにするべきだなと思っぴました。

○池田主査 大変大切なお話をいただきましてありがとうございます。大きな方向性を打ち出すことが我々にとっての大きな役割であろうと思っぴます。海老名委員どうぞ。

○海老名委員 拝見いたしまして、これは「ゆとり教育」の成功だっただろう、そう思っぴました。その中に未履修の問題とかいろいろ出てきましたから、問題点はあっぴただろうと思っぴうんですけども、でもこれだけ読ませていただくと大変勉強になりましたし、子供たちのためにも本当にいいことござっぴました。これは本当にお手本ござっぴました。

でも私立と公立の違いが大分出てきましたですよ。私立はいい、いいと言われましっぴし、公立は荒れている。どうにもならない、特に高校はそうですね。ですから、そういう点に目を向っぴていっぴらっしゃるのかなと思っぴます。例えば公立の校舎なんかを見ますと大変

痛んでいるんですね。どうしてああいうところにお金をかけてあげないのかなと思うようなこともございます。ですから1つずつの学校を回ってあげて、校舎を見てあげてください。公立の高校はとても建物的にも、これは勉強できないんじゃないかと思うような校舎がございます。それは現実に私自身が動いて思いました。

それから、東京都について、地方から出てくる生徒さんたちの受け入れですね。修学旅行以外にも勉強にいらっしゃいますね。東京が向こうへ行くように、地方の生徒さんたちがいらっしゃる場合に見学するところが決まっているんですね。そうじゃなくて、もう少し東京都として考えて、ここがためになるなと思うところを提案して出してあげたらどうでしょう。地方の生徒さんたちにそれが必要ではないか、そう思いました。

以上です。

○池田主査 どうもありがとうございます。私の方からひとつ。習志野市はこういう固有の施設を持っておられますし、恐らく千葉県でも固有の施設を持っておられるのだらうと思いますが、それぞれ千葉県内で相互利用されたりというようなことも常時行われているのでしょうか。

○柴田氏 習志野は、先ほど申しました、どちらかというと先進的に自然をとという形で、先ほど埋め立てして狭い土地でしたので、自然がどんどんなくなっていると、そういうようなところで、当時の市長、教育長が建設を早めにとということで、乗り入れという形よりも、独自で使っていますので、夏休み、そういうときは地域の方々も利用するのですが、少年自然の家は、木更津、君津の地区の学校も使いたいということで、夏場、そういう形では利用されているところはありますけれども。

○池田主査 浅利委員どうぞ。

○浅利副主査 岩佐指導部長に質問があるのですが、非常にホットでダイナミックに東京都の教育委員会はやろうとしているなという感じがしたんですが、こんなに熱くなったのはいつ頃からなんですか。

○岩佐氏 東京都は、学校経営の適正化ということを図るという流れで様々な教育改革を進めてまいりました。それは制度的な問題もあれば、指導の内容・方法にかかわる問題も両方ございます。制度的な問題の部分は、主幹制度の問題等のところまで来て、一応かなり進んできたところなんですけど、これからはまさにハードではなくてソフトの時代、指導内容、方法そのものを変えていく時代だということで、これまでも改善を進めてきたところですけども、先ほどお話いたしましたように、東京都教育ビジョンというものを策定いたしまして、当然ハードも含めてですけども、子供の育成をどういうふうを図っていくかということをお示しの方針としてお示しをして、取り組んできたということだと思います。

○浅利副主査 今度知事になる人間に、これを全部掲げさせた方がいいですね。自分が当選したらやるぞというのを全候補者に言わせるような働きかけをちょっとしてみる必要がありますね。

○池田主査 これからの時代は、教育という問題が地方自治でも一番重要な課題ですからね。

○浅利副主査 今、選挙公約を見ているとあまり具体的に書いてないですね。私も少し知り合いがいますから、おしりをたたきます。

○池田主査 ぜひ、その辺りから。私も産業教育の方に若干かかわっていきまして、確かに東京都は地場産業と結びつくような工業高校のデュアルシステムを積極的に導入していただいたり、インターンシップも本当に率先してやっていただいています。また、奉仕活動にも非常に先進的な形でお取り組みいただいております。我々が常日頃思っていたようなことを既に実践いただいているということで大変感謝をいたしております。

○岩佐氏 4月1日から全校でこの「奉仕」が始まりますが、順風満帆で最初から行くとは私どもも思っておりませんので、頑張ってお進めしていきたいと思っております。

○池田主査 若干時間をオーバーいたしております。習志野市、東京都の状況についていろいろお聞きしたいこともあるわけでありまして、次の議題に移らせていただきたいと思っております。いろいろと具体的に御説明いただいております。

それでは、3番目にございますスポーツ活動でございます。これにつきましては、小谷委員から資料をご提供いただいておりますので、その説明をいただいた後、意見交換をさせていただければと思っております。

○小谷委員 お時間いただきありがとうございます。資料5として出ささせていただいておりますが、資料と申しますよりも、前回、既に教育再生会議としてのスポーツ活動をするための実行委員会の設立を提案させていただいております。それを少しでも進めるための具体性を持ったアクションプラン(案)のようなものをきょう皆さんに見ていただいて、また、アドバイス、御意見をいただけたらと思っております。

まず、「スポーツ関係団体の取り組み派遣」ですが、これもせんだって触れましたけれども、各競技団体が、いろいろな、例えばJリーグでしたらJリーグアカデミーで、この間、ビデオで見ていただいた、一人ではできないけれども、全員の力を結集すれば解決できる課題を取り入れていたり、あるいは日本代表経験者やJリーグのプレーヤー、審判などが……。

○池田主査 お話し中ですが、御退場なさいませ。拍手をもって、お送りしたいと思います。ありがとうございました。

(拍手)

(習志野市教育委員会(柴田氏)、東京都教育庁(岩佐氏)退室)

○小谷委員 続けます。夢の教室なる、夢を持つことの大切さを伝えて仲間を尊重することなどの意味を感じてもらうための「夢先生」プロジェクトというものもやっております。また、テニスの方でも「マナー・キッズテニス教室」などを通して文武両道で世界で通用

する人づくりのためのマナー教室などしております。

また、先ほど青少年の家などを活用していろいろな取組をしていらっしゃるという話は奉仕活動の中にもありましたけれども、日本オリンピックズ協会でもそういう場所を使ってオリンピック選手などを派遣し、実技や目標を持って努力する過程が大事なんだということなどの講演をしたりなどの活動も既にしています。これらに関しては、先ほども申し上げたコーディネーター的な人がいなくてももうハードがありますから、電話一本で校長先生なり、地元の教育長さんなりからの「派遣をお願いしたい」という電話一本でいくだけでも動けるようになっていきますので、4月から「放課後子どもプラン」が始まるということですので、上手にPRをして活用していただけたらと思います。

2番の「早寝、早起き、朝ごはん、『朝運動』をアピール」、これが私は一番言いたかったのですけれども、先ほど浅利委員から、奉仕活動などが大事なんだよということを教育再生会議としてアピールしていくべきという御指摘がありましたけれども、この運動に関しても、ここに触れたのは、たまたま都内の1幼稚園の例ですけれども、毎朝30分、幼稚園がある日は必ず朝30分運動するんですね。それを私が見たときに、一体この子たちは、体育の特別プロジェクトをやっているのかと思うぐらい、当たり前のように走り、平均台の上をバツと走る。跳び箱をポンと飛び、でんぐり返しをしということをずっと繰り返しているんです。3、4、5歳の子供たちが。それを30分必ずやって、雨の日でも室内でやって、それから園長先生の話聞いて授業に入るので、3歳児から幼稚園児がぴしっと座ってお話が聞けるんですね。

きょう皆さんにお話ししようと思ったので、この園長先生に直接会ってお話を伺ってきたのですけれども、誰がお見えになっても、「何でこの子たちはこんな幼稚園生なのに座っていられるのですか」と必ず聞かれる。それはこの運動をして、発散をして、満足をして席につくからですということ、ぜひ教育再生会議の皆さんにその効果は確実ですよということをおっしゃってくださいと言われたのですけれども、その子たちは、園庭も土なので、自然と裸足になって、自然と裸になって、裸で野性児のように駆け回って非常に健康だということです。

この資料を事前に見ていただいた門川先生からは、早寝、早起き、朝ごはん、朝体操ですか、朝運動をやっているところがあるのだということをお話していただきたいのですけれども、ぜひ奉仕活動と同じように、こうして運動を習慣づけるということをお話していきたいと思います。

最後のページに、その方法といいますか、その上での大事な点が4番の「ゴールドエイジの概念」ということで書いてありますけれども、これから運動やスポーツが大事ですよということを私たちが言ったところで、じゃあ、体育の授業をちゃんとやろうとか、ただ、運動させようというのではあまり効果はなく、もちろん体力をつけるための運動と、みんなが助け合って、目的・目標に向かってやることの意義は全く別だと思うので、それをそれぞれ理解していただくということと、このゴールデンエイジと呼ばれる8～9歳ぐらい

までのうちにやるのは技術的なことでも肺活量を鍛えることでもなく、要するに神経回路を開いてあげることが大事なんですね。そうすることで、転んだときに自然と手が出るとか、どこかから落ちたときにころんと回って身がかわせるとか、そういうことなんです。

スポーツ関係者の中では、それは当たり前知られているのですけれども、これから教育現場にいらっしゃる方、先生方や親御さんたちにそのぐらいのことを理解していただいて、正しく運動活動を取り入れていただくべくいい形でのスポーツによる効果の周知とPRをしていきたいなと思い、きょうは皆様方にそれを具体化するための御意見やアイデアをいただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○池田主査 どうもありがとうございました。それでは、事務局でも、スポーツの取組に関しましての現状と課題等につきまして用意していただいておりますので、ご案内願います。

○山中副室長 資料でございますが、7-1と7-2というものがございます。7-2の方が、子供の今の体力の現状等を簡単にグラフ等で示したものでございます。7-2の方で、「子どもの体力、運動能力の低下」ということでございますけれども、「子どもの体力・運動能力」、ちょっとここにカラーのグラフがあろうかと思えますが、女子も男子もいずれも持久走の能力ですとか、あるいは跳躍力、そういった能力が低下しているという状況が1ページ目でございます。立ち幅跳び、持久走について、いずれもここ数年落ちてきているというのがあります。

2ページ目を見ますと、20年前と比較しますと、やはり50メートル走もソフトボール投げも11歳の小学校6年生、男子・女子も下がっております。一方、身長の方はどんどん伸びているということで、体格はよくなっているけれども、運動能力が下がっていると、よく言われるのは実証的にこういうふうな数字があるということでございます。

子どもをめぐるスポーツをやるような環境についてどうだろうかということで、これはスポーツ、体力に関する世論調査、平成18年ですけれども、皆さん以前よりも悪くなったという人の割合が大きい。具体的にどういうところが悪くなったのかということが4ページ目でございますけれども、スポーツ環境の悪化の点として、これは海老名委員もよく御指摘でございますけれども、「子どもが自由に遊べる空き地や生活道路」とか、こういうものがどんどん少なくなっている。あるいは時間が少なくなった。また、仲間がいないという、こういうところが大きな原因。時間と空間と仲間といいますか、そういうことが大きな原因ではないかというところでございます。

文部科学省の例がこの後に5ページ以下であります。例えばそういう子供たちにスポーツをしてもらおうということでいくつかの事業をやっておりますが、先ほど小谷委員からもありましたが、スポーツ選手、スポーツクラブとか学校、そういうところにオリンピックなどで活躍されたスポーツ選手を派遣してもらって、そこで子供に直接一流の選手からスポーツについて指導してもらおうというトップアスリートによる「スポーツ選手ふれあい指導事業」というようなものも今の予算案ですと、5億数千万ですけれども、こんな事業もやっております。

6 ページ目に具体的に、これは元シドニーオリンピック代表の萩原さんに小学校の1年生から6年生、これをプールで「ふれあい指導事業」ということで指導してもらっているといった例が挙げてあります。

それから、もう一つ、これは指導者ですけれども、7 ページ目で「総合型地域スポーツクラブ」という形で、いろいろスポーツをする場所があるのですが、これが「総合型地域スポーツクラブとは」ということで、新しいタイプのスポーツクラブとして地域の住民の方が、自主的・主体的にスポーツクラブを運営して、学校の体育館を使いましたり、公共施設を使ったりして、そういう身近な施設を拠点としているいろんな地域の方がそれを運営していこうと、そういう形でございます。こういう地域に密着した総合的なスポーツクラブをつくろうということでも今進めているところでございます。

具体的にどんなのがあるかという、一番最後のページですけれども、例えば、東京の足立区でと、少子化で学校が廃校になったと。その小学校を拠点にして体育の指導委員を中心になって、また、地元の柔道の監督の方などが中心になっていろいろなスポーツクラブ、ここにありますような、テニス、フットサル、バトミントンからいろいろやっているという例。

3 番目の市川スポーツガーデン国府台、ここではジャパンエナジーが近所にあるということもありまして、ジャパンエナジーはバスケットが非常に強いものですから、そういう方が来ていただいて、その指導者がやってバスケットボールなど、この市民体育館を中心とした市民スポーツクラブをつくって、クラブ会員は355人。

一番下は山形の鶴岡の方で公共施設をつくりまして、国体の後で地元の方がいろいろなコーチなどを登録して、指導者を120人登録してクラブ会員数966人というような形で活動しているということがあります。

こんな形での地域密着型の、学校とか公共施設を利用した形のスポーツクラブというのが今現在全国でつくろうとしているものを含めて2,400クラブぐらいつくられているという状況でございます。

以上でございます。

○池田主査 どうもありがとうございました。海老名委員どうぞ。

○海老名委員 スポーツクラブがそれだけでできているのですけれども、子供たちが通うことですよね。例えば学校から帰ってきて通うのに、じゃあ、一人で行きなさいと言ったら危なくて、東京下町では特に一人では行かせられません。だからといって地域に1つずつそのクラブがあるわけではないんですよね。区の中にいくつかでございますから、そこまでの送迎なんですよ。もし、この場所に何時に集合して連れていってくれるというのでしたら安心なんですけど、それ以外でしたら、そのクラブには入ることは不可能でございます。

○小谷委員 海老名委員のおっしゃるとおりだと思います。また、事務局が用意していただいた「子どもの体力・運動能力の低下(1)」の4ページの表にもありますように、「子

どものスポーツ環境の変化」のところで、2番目に「スポーツや外遊びができる時間が少なくなった」とか、「スポーツや外遊びをする仲間（友達）が少ない」というのは、全く第3分科会の方にもお話ししていただく内容かと思うんですけども、塾通いしていますので、学校が終わった後に、遊ぶ時間やスポーツする時間はもちろんないわけです。その仲間もないわけです。となると、スポーツをやったり、遊んだりするためには、そこから変えていかないと、塾に行かなくても学力が身につく勉強という、この教育再生会議として掲げていたことが実現されないとこれは克服できない問題ですし、そのためには大学の入試制度にもかかわってくる問題だと思うんですけども、これはそのあたりから改革していかないと現状は変えられないと思います。

場所がないという現状に対しては、既に始まろうとしている「放課後子どもプラン」がやはり一番効果的かなと思ひまして、そこでなるべく身近で「放課後子どもプラン」はスポーツに限らないということですが、スポーツをする機会を与えてあげれば少しは解決できるかなと考えます。

○品川委員 スポーツをもっとやろうとか、体力を向上させようということにつきましてはおそらく誰も反対しないことだと思っております。ですがこの点につきましては地域間格差があるということを前提に話をしていかなければならないと考えます。オリンピック選手を呼びたいと考えましたときに、招聘する費用はどうするのかという問題が必ず出てまいります。そういった財源確保をどうやっていくのかというところを明確にしなければなかなか現実的ではないのではないかと考えております。それが1点ですね。

2点目は、スポーツ活動と基礎体力の向上は一緒には語れないと申しますか、別物だと考えております。昨今、いろいろな小学校で体育の授業を見ますとサッカーなどをやっています。でも基礎体力は上がっておりませんね。サッカーなどの球技はできましても、でんぐり返しができないとか、逆上がりができない、そういう子どもたちが増えているのが現実です。

それに対して熱心な保護者は体育の家庭教師を雇うなどいたします。お受験するような家庭でしたらなおさら体育専門の家庭教師は必須でしょう。実際、体育専門の家庭教師の需要が非常に高まっていると聞いております。基礎体力を向上させるために家庭教師を雇うという選択肢を否定はしませんが、やはり学校でできることはするべきではないかと考えます。知徳体というのであればなおのこそ、体育の授業でスポーツ体験以前に基礎体力を向上できるようにしていきたいと考えております。それはたとえば走ることであり、泳ぐことであるというような基礎的な体力向上をやっていきませんと、いきなりスポーツをやることはおそらく難しいでしょう。小谷さんしかり、どんな一流の選手であってもまずは基礎体力があつてからの話でございます。こういったスポーツクラブやスポーツ施設が地方にたくさんできることは喜ばしいことだと思っておりますが、それでも基礎体力の部分を補うのが学校教育、小学校や中学校のやるべきことだろうと考えます。

また基礎体力の向上が学力の向上につながるということはエビデンスが出ている話でござ

ざいます。ですので再生会議も、体育をやろうとか、体に力をつけようなどというように抽象的な言葉で提言するのではなく、何度も何度も申し上げて申し訳ないのですが、具体的に説得力のある表現で提言していただきたいと思っております。たとえば「規則正しいリズム運動は前頭葉を刺激し、注意、集中力を上げるため学力向上につながる」とか、感覚統合の理論もありますけれども、「身体の正中線に沿って筋肉がバランスよく発達することで書字能力が向上する」など、エビデンスのあることを明確に出していくといいと考えます。

これも先ほど申し上げましたが、安倍総理や山谷補佐官が視察された広島少年院では院生たちがこのように規則正しい運動をしていましたね。あの運動を続けることにはいろいろな意味がございます。バランスのよい筋肉の発達が子どもたちのボディ・イメージを向上させます。ボディ・イメージの向上はセルフエスティームの向上につながります。と同時に、マスの中に字が書けなかった子たちが、マスの中に字が書けるなど書字能力もあきらかに向上します。入院当初は、少年たちは背中の筋肉がアンバランスについているため椅子にもしっかり座れないんですね。椅子に座るときに、よく非行少年がこういうふうに腰をずらしてだらんと座りますが、あれは背中の筋肉がバランスよくついていないから、だそうです。筋肉がアンバランスだからこそ、あのよう座るほうが楽なのです。

ところが、ごらん頂いたあの規則正しい運動等を繰り返すことで筋肉の発達のバランスがよくなりますと、実はしっかりと深く腰掛けて座ることが一番楽になると実際に院生たちが言っているんですね。こうすることで、目と手の協応も上がっていき、運動機能も向上します。いずれにしても、そういったエビデンスのある話を出していただきたいと考えております。

○池田主査 どうもありがとうございました。門川委員どうぞ。

○門川委員 先ほど小谷委員がおっしゃったように「早寝、早起き、朝ごはん体操」というのを幼稚園や保育園でやられたり、小学校、中学校で「早寝、早起き、朝ごはん」の歌を歌うというような取組が、既に地域でNPOもでき、広まっています。非常に大切な事です。

今、それぞれの方がおっしゃったことと同じことなんですけれども、このスポーツ活動の資料のとおり、身長、体重は向上しているものの体力は低下している。我々が今やろうとしている教育改革によって、10年後、20年後に「学力が世界トップ水準になったけど、人間力は落ちた」ということにならないようにしていかなければなりません。前回のときにも皆さんで確認したと思うんですけど、第1分科会で5教科を中心にやっていこうという議論があって、実はその議論の中で、安倍総理も非常に言葉を丁寧に使われる「ゆとり教育の理念が実現しなかったから見直しだ」というようにおっしゃっている。「すべての子供に学力と規範意識を育む機会を」と、それらを一体的にとらえず、部分、部分でやると、また過去の詰め込みみたいに戻ってしまう。何か再生会議が、あるいは教育改革の理念がぶれているような印象を与えていると思うんですけど、私は理念そのものはぶれてない。

子供にどんな力を育むのかという基本はぶれてないと考えています。その辺をはっきりさせながら、教科の狭い意味での学力も大事ですし、幅広い奉仕体験等も大事です。全ての子供を対象にしているわけですから、今話題に出ていました進学校も、学力に重点を置いている公立も私立も含めて取り組んでいくということにならないと理念倒れになってしまうのではないかと、そのように思うわけです。

子供の1日の生活というつながりで見えていく。そうすると早寝、早起きして、用事をしている子供はしっかりと道徳的な実践力を身に付けています。用事をするということ、掃除をしたりいろんなことをすること、これは基礎的な運動能力、体力に必ずつながっていくわけですし、奉仕活動というのもそういうことであります。それから、年齢的な発達段階のつながりで見えていくとか、人と人、人と自然とのつながりで見えていくとか、そういう形の中で一人の子供、1つの家庭、1つの地域のあらゆるつながりの中でどう教育を再生していくのかを考える必要があります。そのためには「3間」がないと言われていましたね。時間、空間、仲間がない。例えば、公園がないから、道で遊べないから運動しなくなったと。必ずしもそれだけが原因とは思いません。田舎でも同じなんです。京都の御所と加茂川の間にある地域では、昔は加茂川、御所でいっぱい遊んだけど、今はみんな塾へ行ってしまいます。1つは価値観の変化だと思うんですね。どんな子供を育てようかという価値観の共有と、もう一つはリーダー、コーディネートする人を育てていくことを再生会議で提言するべきだと思います。

奉仕体験、あるいは生活規律をきちんとしていく。運動能力を高めていくということと、学力とが一体的にとらえられるような提言がこの場ではできるのではないかと。文武両道と昔から言われていますけれども、高等学校ですばらしいスポーツ選手を出す、進学もすごく良い。しかし、別々の生徒による文武二道であったと、こういうのが、残念ですが今しばしばあるわけですね。子供たちを本当に文武両道にしていかなかったら、その子供は幸せになりません。そういうことを提言していくような場であってほしいと、そのように思います。

○池田主査 どうもありがとうございます。浅利委員どうぞ。

○浅利副主査 私は皆さんに申し上げたいのですが、実は子供の体力がすごく伸びているジャンルが日本であるんです、それがダンスなんです。バレエをやる子はものすごく増えて、大体3歳から5歳で始めるんですよ。今は十代の19歳ぐらいで、3年ぐらいの留学終わって帰ってくるようなバレエリーナーがいるんです。こんなこと文部科学省の方に言うと申し訳ないんですが、クラシック音楽は政府も援助し、国立大学もつくりいろいろやるけど、ヨーロッパのオペラハウスでソリストで歌っているのは一人しかいない。

ところがバレエは自治体も援助しなければ、国は何もやらないにもかかわらず、ヨーロッパのバレエ団で日本のプリマドンナはたくさんいるんですよ。これは親が興味持つんです。だから3歳から5歳ぐらいで始めるんですね。今の日本人のダンス力というのは、女の子ですが、ものすごく上がっているんですね。だから、こういう例で見ますと、親の興

味というのが大事なのかなと。

それと、私らは芝居やっています、四十何年間、子供たちにいろんなものを見せ続けて640万人ぐらい見せました。というのは、ショービジネスをやるということはそれだけで済むものではなくて、社会にかかわるといいますか、参加することなんだということをやっているわけです。この2年ぐらいで「美しい日本語教室」というのを始めたんですよ。昨日の朝、NHKで、40分位の大特集やっていたから、ご覧になった方もいらっしゃるかもしれないけれども、正しいしゃべり方を40分、子供たちに学校へ行って教えるんですね。俳優が3人行くんです。もう去年、今年でもって数百、500、600、東京都に限られているんですけども、やっているんですね。それはプロの集団としての責任感なんですよ。

だから、そういうことで言うと、サッカーの団体もプロ野球の団体も、みんなプロならば、社会に参加しろという、そういう流れをつくると、さっき言ったような、地方にオリンピック選手が来たときにコストどうするかという問題も解決つくんですね。だからそういう空気をつくり出すことが必要なのかなというふうに思います。

これもちょっと余談ですが、中国の俳優が約50人、韓国の俳優が100人ちょっといるんですね。中国の俳優の身体能力の高さはすごいですよ。これは極端なことを子供のときに教えるんですね。日本では無理です、児童福祉法がありますから、あれはほとんど虐待に近いような訓練。ただし、ラスベガスでも何でもそういう高いレベルのダンサーはみんな中国人ですね。韓国人は声がすごいですよ。運動能力は全然だめ。なぜなんだろうと。キムチを千年食うとああなるといっている人がいるんですが、これは本当かもしれないし、冗談かもしれない。私は最近思ったのは、韓国人の母音の発音というのは、日本人みたいに、ア、イ、ウ、エ、オと前には出ないんですよ。ア、イ、ウ、エ、オで奥でつくるんですね。あの共鳴を千年やるとああいう声になるのでしょうか。だからある程度民族的な習慣というのはあります。

日本は、つまりプロの世界とアマチュアの世界と教育の世界とスポーツの世界が近いというムードをつくっていく必要があると思いますね。そうすれば、少し変わってくる。みんな教えたらいんですよ。サッカーやしましょう、はやっているんですから、野球もいいじゃないですか、柔道もいいかもしれない。

私が今バレエというものを通じて知った感覚で言うと、プロが教育現場に働きかけたら子供たちは伸びると思います。

○品川委員 アメリカなどの大学では、大学のアマチュア・スポーツの選手たちが地域でボランティアとして指導したりしています。宗教的な背景の違いもあるので一概にはいえませんが、それにしても日本ではプロもアマチュアもスポーツ選手がボランティアで地域の子どもたちに指導するというようなことは根付いていません。そのあたりの意識がまだまだ分断されているというか、全然入っていかないように感じております。ここを変えていくことは非常に大きい意味があるのではないかと感じておりますので、そういった効

果的な装置が提案できればと考えております。

○浅利副主査 スポーツは体を育てるだけでなく非常に精神も育ちます。私、中学2年の終わりから3年になるところで学区制改革で6・3・3制なんです。野球部で3年生でやっとレギュラーになれた。そしたら上がいなくなっちゃったんですよ。それで中学校の野球部のキャプテンさせられたんですね。1年いて高校に移ったんですけども、高校のときは慶応へ行くので入ったんですが、1年のキャプテンの生活があったから、私は今演出家をしていて経営者をしていただけますね。どう考えても、あのときの1年だなと思います。中学校3年生のときに野球部のキャプテンやったという、あの経験だなと思いますね。だから、体だけではないと思うんですね、スポーツは。

○小谷委員 ということで、スポーツの効果は皆さん御理解いただいて、いろいろあると思うんですけども、それを世に出していくためには、教育再生会議からの提言の中に、スポーツ活動をこうして、ああしてと書くだけでは何も始まらないので、私の提案の中では、アンバサダー的なオリンピックであり、プロの選手なりと、品川委員がさっきおっしゃったような、科学的な裏づけですか、そういうものも出せるような人たちの力と知恵を合わせて何か形にして前に出さないとPRできない。

○浅利副主査 まず「スポーツ白書」を出しましょうよ、教育再生会議で。スポーツに関することでばっと、わかりやすく。

○小谷委員 教育再生会議「スポーツバージョン」をつくると、No.3で書かせていただいたのです。

○門川委員 今、柔道の話が出ましたけど、柔道も剣道もなかなか指導者の確保が難しい、いない。ところが、警察の世界にはものすごいいらっしゃるんですね。

○浅利副主査 そうでしょうね。

○門川委員 だから警察の柔道、剣道と、小・中・高等学校と連携して、警察の方が、今でもOBになったらよく指導してくださる人がいるのですけれども、現職の人が時間をとって中学校や高校、あるいは小学校に入って指導してもらえればいいと思います。こういうことを再生会議で提言することが大切だと思います。

○海老名委員 柔道、剣道、護身術なんかは警察と連携をとれば絶対できると思いますよ。

○門川委員 携帯電話を持っているより、柔道などを子供にやらせる方がうんと大事なんです。危険なときに子供が大きな声を出せない、逃げられない。そのためにも声を出す練習をするとか、自分で自分を守る力をつけることが今大切ではないか。

○浅利副主査 山中副室長どうですか、法案の準備ばかりしているのではなくて、少し世の中に働きかける提言というのを、法案を出すのと同じぐらいの量で、スポーツとか文化とかやりませんか。そうすれば、再生会議ももうちょっと理解されますよ、世の中に。

○池田主査 これまでもそういう提言がありませんでしたので、これからは手順を踏んで国民運動的な形で呼びかけさせていただきたいとも考えております。そういうことに関してはスポーツという切り口は大変大きいですね。

○浅利副主査 長年、中教審をやりましたけれども、中教審には、こんなふう在世の中にストレートに働きかける力はないですから、。再生会議は話題になっているだけにチャンスですよ。

○門川委員 奉仕とか体験活動の中で、前にもちょっと申し上げたんですけど、NPOは出てくるんですけども、ボーイスカウトとかガールスカウトは、これまでに実績を重ねてきてすばらしい活動をしてきてリーダーも育ててきているんですね。しかし、それぞれ全国の団体が、こういう親の価値観の変化の中で非常に活動がしんどくなってきている。例えば、「放課後子どもプラン」が学校の方にぐっとシフトされたので、ボーイスカウト、ガールスカウトが取り組んできた「地域子ども教室」もその予算が3年間のサンセット方式であるために、その事業が終わってしまうというような危機感もあるわけですね。リーダーを育てる、地域に根ざすという意味では、ボーイ・ガールとか、いろんな既成の団体ということで独立してやっておられるように思われているんですけど、なかなか運営もしんどくなってきている。指導者が続いていかない。その辺も元気になってもらうような手だてをして、同時にそこと学校が地域社会と連携する、そんなことも大事なのではないかと思います。

○池田主査 そうですね。スポーツはスポーツの組織を挙げて、地域あるいは地域の学校との連携を図っていただきたい。今、私もその話を聞きながら思ったのですが、私は現在、実業団の陸上競技連盟のお手伝いをしていますので、そういう組織を通じましても、こういう現場にアプローチしてもらうことが可能ではないかと思います。

これは再生会議でまとめて、先ほど浅利委員も言われた何か大きい方向づけを出して、そのもとで実践するという形に落とし込んだ、2つ大きな提言が必要だろうと思います。是非、これを機会に、後ほど、この次の議題の有害情報の問題にも関わりますが、きょう論議しましたものをまとめて、社会総がかりでもって、この辺りの問題の認識をしてもらう、そういうことについてぜひ御意見をいただきたいと思っております。では、最後の議題になりますけれども、「有害情報」につきまして御意見を頂戴したいと思います。

○浅利副主査 よろしいですか。

○池田主査 どうぞ。

○浅利副主査 今日は有害情報があるというので出てきたんですね。時間もないので、殆ど結論的に言いますと、有害情報というのは、私もいろいろやってみたんですよ。まず個人の編集者やプロデューサーに有害情報を出さないようになって働きかけてもほとんど無意味です。まず経営者ですね。経営者に有害情報を出す番組のスポンサーしていることによって世の中を悪くしているんだぞという、自分たちがバックアップしている情報提供というものが本当に子供たちの心にちゃんといいものを与えているかどうかを常に経営者としてはチェックする責任があるということは何人かの経営者に呼びかけさせるということですね。

昨日も電通のトップと話してきたんですが、広告代理店ですよ。広告代理店が各局、出

版社に対しても有害情報を社会的責任持って抑制しようではないかという働きかけを電通から博報堂の全部の経営者が強くやることですね。やると言っていましたよ。あとは実際のテレビ局だとか、出版社の経営陣に対して、あなた方は経営責任として社会に対する有害情報を出さないようなコントロールを責任持ってやってもらいたいということ。その次にプロデューサー、編集者。

○池田主査 そうでしょうね。

○浅利副主査 私は有害情報ワースト 20 というのを毎週つくって発表したらいいと思うんです。どういう組織につくらせるかというのがなかなか難しいですよ。これは議論がある。この頃、あるでしょう、週刊誌でも。お笑いタレントなんかで“ワースト 20”というのをやっていますよね。私、なるほどなと思って感心して見ているんですけど、もちろんいいタレントも 20 挙げているんですよ。ワーストも挙げているんですね。そうすると有害情報、あれがいいなど。そうじゃないと、いや、あれにはこういう意味がある、ああいう意味があるということになりますから、世論でたたくということがいいかなということを考えてまいりました。

以上です。

○池田主査 ありがとうございます。本当に言われるとおりでと、私も思います。

○浅利副主査 もう一つ、私の専門ではないですけど、携帯が悪いとか、そういう議論は、皆さんになすっていただいているのではないかと思います。

○池田主査 いかがでしょうか。小谷委員から。

○小谷委員 今の浅利委員の御提案に非常に賛成なんですけれども、例えば、タレントだったとしても、映画のアカデミー賞とかもやっていたけれども、ワーストの方をつくってしまうと、それを逆に売りとか、ワーストのこれだということで、逆に注目を集めてしまったり、それをもおもしろがったりする風潮もありますので、ぜひ有害情報に関しては、ワーストを出した場合は、例えば何回続けてワーストトップ 3 に入ったら放送できなくなるとか、何か処置まで考えないと、余計な話題づくりに貢献してしまう可能性がちょっと見えるかなと思います。

○品川委員 浅利委員がおっしゃったことは全くそのとおりでとっております。少し付け加えさせていただきたいことがございます。まず、そもそも有害情報というのはどういうものをいうのかという定義づけが必要だと考えます。それから事務局からのデータにもございますけれども、中高生が一番どこで有害情報にアクセスしているかをみていただきたいんですね。資料 8 で、中学生の約 1 割がアダルトサイト、出会い系サイト等の有害な情報にアクセスをしているとございますし、また、中・高生の約 9 割がインターネットでわいせつ画像を見ることができると知っているとございます。つまり有害情報を、そういったわいせつ画像やアダルトサイトというところで括るのであれば、電通や博報堂など大手広告代理店が関わるようなマスコミはそのようなことは基本的にしていないと思われます。こういったアダルトサイトやわいせつ画像のほとんどは、個人が表現の自由の名の元、

ゲリラ的にやっているケースが多いのではないのでしょうか。特に携帯サイトやインターネットの場合、不特定多数の個人によるものが中心で規制しにくい点が問題なのです。

先日も、都内のある小学校の先生が、亡くなった子どもたちの画像をアップして逮捕されました。いわゆるチャイルドポルノも日本が天国なんですね。こういったところを規制できないという点が有害情報の一番の問題だと私は考えております。アメリカなどでは、最初からホームページにアクセスできないように保護者がフィルタリングをかけるのは常識になっておりますが、日本でもたとえば携帯にフィルタリング機能があるにもかかわらず、それが保護者の間でまるで根づいていないんですね。見方を変えれば、亡くなった子どもの画像や子どものわいせつ画像を見せること自体虐待といっても過言ではないわけです。そこのところをしっかりと保護者に理解させて、フィルタリングを徹底させる必要があります。また、子どもたち自身にも情報を読み解くリテラシーの力を付ける必要がございます。有害情報につきましては、マスメディアではないメディアが今一番の問題だということを、まず、ここで共通認識として持つ必要があると存じます。

○浅利副主査 法的規制というのはかけられるんですか、かけられない。

○品川委員 かけるべき、あるいはそう法改正をしていく必要があると私は個人的には考えております。特に先ほども申し上げましたとおり、本当に日本はチャイルドポルノ天国です。諸外国の方からみたら「なぜ日本はここまで自由なの？」と驚嘆するくらい、誰でも簡単に世界中からアクセスできてしまう現状があるんですね。そういったものを小学生や中学生が親の目を盗んでみたりしますし、親の目が届かない場所、たとえば保護者の監視のゆるい家庭に集まってアクセスしている現状もございます。本当に性的情報については、日本は自由です。

ここで問題になりますのは、自主的取組をやるような大手メディアではなく、表現の自由の名のもと、死体やらチャイルドポルノやら盗撮写真などをアップしている個人でございます。少年院の院生たちが携帯サイトやインターネットを通して誤学習している現状を知りますと、警察と連携した対応が早急に必要だろうと考えます。

もっとも私自身、経済活動の自由や表現の自由は守られるべきだとの立場でございますので、その線引きが難しいのも理解しているつもりです。ですから、子どもたちに批判的思考力をつける授業の早急の導入や、有害情報にアクセスさせないために保護者にフィルタリングを義務化させるなどの具体的な取り組み、規制について検討するべきではないかと考えております。こういったことが子どもたちの権利を保障することにつながっていきます。

○門川委員 京都ではPTAや地域と一緒に15年前「セックス・コミック反対運動」で本屋さんを徹底的に訪ね、そうした本を店頭には置かないようお願いしてきました。PTAの役員の中にも本屋さんがあるんですが、がまんしてもらってやって、それができた。ところが、携帯電話やツーショットダイヤル、インターネットの普及で、努力してきた事が破算になりました。表現の自由と言われる中で、おもしろかったらいいという社会風潮の

もと、自浄作用もなく、こんなことが許されています。子供に規範意識を培うためにも、表現の自由等に考慮しながら法的規制も踏み込むべきではないか。それぐらいの覚悟をもってやらないと、子供がまともに育たないように私は思います。

長崎で子供が殺傷するという大きな事件があって、我々教育界ではネット社会の規制はできないもとので、PTAとか専門家を集めて「学校・家庭におけるインターネット活用指針」というのを作成しました。今配っていただいたのが概要版ですけれども、小学校1年生から中学校3年まで、9年間のカリキュラムの中で、小学校では、25分の授業を計24コマやる。それから、中学校では情報モラルなどについて、各学年で25分の授業を3コマ、計9コマ実施しています。家庭では、8つのルールを決めてもらおうと。例えば子供部屋に絶対コンピュータを置かない。個室にコンピュータを置いたら「子失」、すなわち子を失うと。世界中のあらゆる悪にもつながるわけです。必ず居間に置きましょう。親が見えるようにしましょうとか、そういうルールを、PTAと一緒にやっているわけです。

このように、小学校1年生から中学校3年までのカリキュラムを作成して、これを具体的に実践していこうというようなことをやっているわけなんですけれども、そういう取組をきちんとやっていくと同時に、これは情報モラルも含めて、あるいは知的所有権、著作権の問題、そういうことも含めて、他の教科と関連づけて教えています。

同時に、学校だけで、いくら一生懸命やっても、家庭・親の自覚・親の学びがないと効果が上がりません。それともう一つは、社会全体の自覚と規制、そういうことに踏み込んでいかないとだめだと思いますね。

以上です。

○小谷委員 今、門川委員がおっしゃった最後の部分をまさに言おうと思っていたんですけれども、何か悪いことがあると、それを規制するというばかりではなくて、それと同時に、規制しても絶対何らかの手段で見えたり出てきたりするわけですから、やはり家庭で、「こんなエッチのおもしろいを見ちゃったよ。お母さん一緒に見る？」というような雰囲気をつくるというか、親が有害情報に触れさせないとか、有害情報が悪質な方にねとねと行かないような雰囲気づくりというのはやはり最低限必要だと思いますので、これからまた詰めていくことになる親とか家庭の問題の中にこの有害情報のことも同時に考えに入れていくべきだと思います。

多分、今日この場で提案した議論は難しいと思うんですけれども、子供を持つ親としてテレビを見ていて、すごく最近気になることを1つ提案させていただきたいのですけれども、「有害情報」と呼べるかどうか。何か事件が起きたときに、バラバラ事件だったり、何かすごくエグイ事件だったときに、その状況が手にとってわかるような報道のされ方というか、ニュースの中でも、遺体がこんなふうに見つかって、首がこんなふうに切られて置かれてというのは、私は家の中では、くだらない番組よりもニュースをつけて子供にもずっと見せていたいと思うんですけれども、そんなのばかりなのでテレビをつけられないんですね。5歳の子供が「また事件」と言ってしまうような、でもニュースを見ることは必

要だと思うので、何かこういうニュース番組の中で、連鎖事件というのですか、自殺とか殺人があったときに連鎖反応を起こしてしまうということもありますけれども、そういうことも規制して、ニュース番組などが表現方法をちょっと工夫していただけるように何か改革ができないものかと思って、皆さんのお知恵を今後出していただきたいと思います。

○浅利副主査 私はこの問題は、例えば法的規制が必要だというのを、この会議が結論出すと官が言ったことになっちゃうんですよ。だから官は絶対触らない方がいいと思うんです。民がやった方がいいと思うんです。ということは、情報公開の問題とからめて、我々委員が直接マスコミの連中と話し合うというようなことをしていった方がいいと思います。

この問題は全体会議に上げて、さっきのスポーツの問題もそうですし、この問題もそうなんですけれども、全体会議に上げて、そういう方向づけをしようということになって、それぞれ専門委員会をつくって、そこがマスコミとも衝突しながら、こういう規制をやるべきだ、こういう番組は放送すべきではない。今、あなたがおっしゃった、こういうニュースの問題なんかというようなことをやっていったらいい。委員が前面に出て行かないとこの問題は解決しませんね。我々が議論して、まとめをひとつ事務局にお任せして、それで答申案にして、安倍総理のもとへお出しくださいというのでは、どうにもこうにもならないですね、この問題は。また、できる可能性のある組織は、日本では今までなかったと思いますね。もし、我々が役に立つのだったら、少しぐらい傷ついてもやりましようやということですね。

○池田主査 浅利委員の大変貴重な御意見のとおり、これは民で対応せざるを得ないことであろうと思いますので、そういう民の組織にどういうふうに落とし込んでいくかということ、議論していきたい。専門委員会をつくるということも1つの方法でしょうし、あるいは既存の民間団体と連携していくということも必要ではないかと思います。ここでいろいろな問題提起をしていただきながら、具体的にはそういう組織の協力の中で進めていくということ、これは議論でなくて、何か行動に移さざるを得ない、ぎりぎり状況だと思えますので、そういう形で進ませていただきたい。

○浅利副主査 有害情報のために再生会議の委員が世の中に対して語りかけるのだというのでざっと並んでやったらいいんです。それで、その中には資生堂を支配した人もいるんだし、ということはコントロールできる人もいますから、スポンサーだって考えますよ。真正面から意見が出てくれば、と思いますけれども。

それから、臨時の委員も入れているのではないですか、もしあれだったら。きのう私が話したのは電通の成田さんですけども、ああいう人たちの本当に実力ある人の協力を、絶対考えないと、公表されて、これからしっかり取り組む必要があるということで経営者にプレッシャーかかります。インターネットの問題というのは、これはこれでもって相当丁寧にやらないとだめですね。これは9割の悪人ですよ、実は。

○品川委員 インターネットは、主体をつかみにくく難しいと思われまます。一度サイトをクロードさせたところで、すぐに別のアドレスで同じような内容を立ち上げることが可

能です。先ほどの小学校教諭の事件もしばらくの間放置されていまして、遺族が警察に訴えてはじめて動けたわけですね。繰り返しますが、今の子どもたちがどこで情報入手するかと申しましたら、ほとんどが携帯サイトでありインターネットでございます。テレビも確かにそうなのですが、おそらくテレビ以上でしょう。最近では、AVですらインターネットでダウンロードできる時代ですから、本当に何でもありなんですね。ここをどうするか。そこを考えていけませんと、結局は有害情報問題はスルーになってしまいます。また保護者も「うちの子に限って」という発想を捨てなければなりません。やはり、子どもを中心にした省庁を越えたシステムや組織が必要だと痛感いたします。

○浅利副主査 私、政府の委員会に、40年間位いろいろおつき合いさせられているけど、こんなに委員個人個人が激しい会合というのはあまりないですね。だから、割とみんな怖がってないですから、だけど、これは中教審だったら、みんなそれぞれ教育者の立場があったり、学校との関連があったりして、そんなに言えないですよ。だから、この割と野性味のあるメンバーの委員会が直接働きかけるのは、私はいいいと思いますけれども、みんな覚悟はあると思いますよ。

○池田主査 大変貴重な御意見をストレートに出していただいて、本当にそれを実践することについて工夫をしていく必要があるかというふうに思っています。

きょう御議論いただきました体験活動、奉仕活動、スポーツ活動それぞれが重要であるということは皆さん同じ認識であります。それをどういうふうに落とし込んでいくかということ、皆さんの御意見をお聞かせいただきましても、本当に我々のテーマである社会総がかり、地域総ぐるみでもって対応していただくということ以外の道はないような気がいたします。そういうふうにしていくには、どういうネットワークが必要で、どのように組織化していくか、その辺りのところにつきまして、また、いろいろ御意見をいただきましたものを詳細に詰めさせていただいて、いかに具体化できるかということに落とし込ませていただきたい。大きな方向は、浅利委員も言っておられたように、これは共通認識を得られたであろうと思います。それを具体的に実践していく形にどのように落とし込んでいくか。また、4番目の有害情報につきましても全く同様な考え方があります。

そうしたことを考えますと、官主導の色彩というよりも、民間主導で、経済団体やスポーツ団体などいろいろな団体を巻き込みまして、何か国民会議的なものを組織しまして、そこからこういったものを発信させていただくことが、私は必要であると思います。そういう方向づけについて御理解をいただければ、今後、検討させていただきたいと思います。そういうことについては特に御異論はないでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○池田主査 ありがとうございます。

それでは、そういう方向づけを、きょう結論を得たという形で、今後そういった方向について、もう少し具体的に詰めさせていただければありがたいと思っております。きょう何か教育再生全体につきましての国民会議といったものを、これはいろんなレベルがあり

ますけれども、第1分科会でも、そういう話も出ておりますが、そういう方向になじみやすいのは第2分科会であろうと思いますので、ここでもってその方向づけをもう少し肉づけさせていただければと思います。

それでは、最後になりますけれども、山谷補佐官から全体について。

○山谷総理補佐官 豊かな心と体をどうつくるか、どう守っていくかというのは第2分科会の重要なテーマでありまして、ただ、どのように目に見える形で、また、それを広げていくかとなると大変また難しい分野でもありますが、やり遂げていかなければならないと思っております。

有害情報については、AC（公共広告機構）、JARO（日本広告審査機構）に対して要請をいたしました。また、経団連の理事会でもお話をさせていただきました、御手洗会長が、皆さんにスポンサーとしての自覚を持ってくれと呼びかけてもいただきました。しかしネットとなるともっともっと複雑な世界になってきますので、浅利委員がおっしゃられましたように、野性味を出し、どう突破力、求心力をつくっていくかということをぜひ検討いただきたいと思っております。

例えば「放課後子どもプラン」というのは、運動の場でもあり、友情を育む場でもあり、とてもいいのですが、この前、訪ねた栃木市では、「放課後子どもプラン」に対して消極的だった、しかし私たちが「いや、自由に何でもやっていいのです」と説明したら、「やろう」と一旦はなりました。ところが栃木県とお金の点で十分つめきれない。だから、そういうふうに、どこがブロックされ、それをどうスムーズに現場の自由を引き出して活動できるようにして差し上げられるかというのは、私たちの使命ではないかというふうに思っております。

地域間格差をなくしていくことも重大な視点です。きょうはスポーツにおけるゴールデンエイジ論や、奉仕活動の必修論のアピールの仕方、国民の皆さんに熱く燃えていただくための打ち出し方というか、エビデンスに基づくプレゼンテーションの仕方とか、白書をつくったらどうかとか、世の中にどう伝えていくかという工夫の部分も事務局として準備していきたいと思っております。教育再生国民会議に関しては、どういう連携が良いのかお知恵をいただきたいと思っております。とにかく知・徳・体のバランス、価値観をどうやって取り戻していくかということで動いていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○浅利副主査 1つ提案なんですけど、どうですか、この会議の資料ですが、もう少し少なく、わかりやすく、短くというのはどうでしょうか。その方が議論になると思えますね。

○海老名委員 それから、もう一つなんですけど、平和教育をよく先生方がおっしゃいますけれども、それを1項目取り上げていただけたらと思います。浅利委員、『異国の丘』3部作をおやりになりましたけど、高校生の生徒さんが大勢見に来て泣いているんですね。

○浅利副主査 泣いています。

○海老名委員 泣くんですよ。ああいうところから平和の尊さを教えていったらいいかなと私は思いました。大人が見るより生徒さんが見た方がいい。あれは感動しました。

○浅利副主査 今年、いじめ問題を扱った『ユタと不思議な仲間たち』というのを、370～380回全国でやります。それで、いじめの盛んな学校を一生懸命今探しているんですね。そこの生徒に見せます。NHKでやったものでも、そこのテーマを使っているんですね。「友達はいいいもんだ。目と目でもものが言えるんだ」と、それを目と目を見ながら語りかける。美しい心と美しい日本は同じなんだと。それが体に入れば、かなり子供たちがわかってくれる。いじめの問題はペナルティーではないと思うんです、私は。心に働きかけることではないかと思っております。自分なりに一生懸命やろうと思っています。

一度、オープンのおときはお招きしますからぜひいらしてください。

○池田主査 ぜひ。

○門川委員 第1分科会で学習指導要領を大綱化して、できるだけ少なくして、学校の自由度を高めていこうという議論は、正しい方向ではあると思います。一方、第二分科会では、体験活動の重要性、奉仕活動の必須化議論が課題となっています。課題ごとに議論が深まるのは良いことではありますが、議論が矛盾したり分かれていかないようにせねばならない。また、やるべきことは全国統一で、私学も公立も含めて進めていかなければならない。ここの議論と学力を中心に検討している第一分科会の議論が乖離しないように進める必要があると思います。

○池田主査 それは大変重要なことです。言われるように、少しドラスティックな問題提起もさせていただくように、そんな形で、きょうは大変フランクにお話をいただきまして有意義な議論ができましたことを有り難く思っております。

それでは、これもちまして、第7回の第2分科会を閉会とさせていただきます。